

施策カルテ

1 施策の位置付け

		担当課		子ども家庭課			
①総合計画 政策の柱	市民の安全で健康な笑顔あふれる暮らしを支えるために	②政策名 (基本施策名)	愛情豊かに子どもたちをはぐくむ	③取組の 基本方向	「愛情豊かに子どもたちを育む」ため、子どもの社会的な養育環境を整備するための「児童健全育成環境の充実」、すべての子育て家庭が安心して子どもを育てられる環境の整備を進めるための「子育て支援の充実」、ひとり親家庭等の自立と安定した生活を確保するための「ひとり親家庭等への支援充実」、子どもの人権を尊重するための「子どもへの虐待防止対策の強化」に、重点的に取り組みます。	④政策目標 (基本施策目標)	家庭、地域、事業者、行政等の十分な連携のもとで、市民が安心して子どもを生み育てています。

2 施策の現状と達成状況、課題の抽出

施策名	ひとり親家庭等の支援の充実	①施策の達成状況	施策指標(単位)						達成率(%)			
			H19:基準	H20	H21	H22	H23	H24:目標				
施策目標	ひとり親家庭等が自立し、安定した生活を送っています。		-----	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値	目標値			
施策を取巻く環境	離婚の増加や家族形態の多様化に伴い、母子・父子家庭、寡婦のひとり親家庭等(とう)が増加している。ひとり親家庭においては、子育てと就労をひとりで担うため、雇用環境が悪化する中で、経済的にも生活面においても厳しい状況にある。特に母子家庭の母は、就業経験不足もあり、大半が、不安定な非正規雇用の就業形態となっている。		-----	実績値	実績値	実績値	実績値	実績値	-----			
			-----	60	60	65	65	70	-----	42.9%		
			62	30								

②市民の 施策満足度	11.4%	④施策の 評価	達成度 (単年度目標)	達成している (90%以上)	●	概ね達成 (70%~90%未満)	達成していない (70%未満)	説明	手当の支給のほか、子育てや就業など幅広く、総合的な支援に取り組んでいるものの、個別の状況に応じた相談支援や必要な支援策の情報の提供を、さらに強化していく必要がある。	⑤現状 分析と 課題の 抽出	ひとり親家庭への支援については、本市独自の経済的支援策として、児童福祉手当や遺児手当などの手当制度を実施し、さらには、就業と子育てを一人で担うため、自立が困難な状況にあることから、「ひとり親家庭等(とう)自立促進計画」を策定し、母子家庭の母が、資格取得をする際の費用の助成や講習会の開催などの就業支援や母子家庭等日常生活支援事業などの子育て支援など総合的な自立支援を展開しているところである。経済状況が悪化する中で、生活上の様々な問題を抱えており、地域や社会で、安心して自立した生活が営めるよう、今後は、関係機関との連携のもと、個別の状況に応じたきめ細かな自立支援を推進していく。	
③市民の 施策重要度	65.9%		必要性 (住民・社会ニーズ)	●	増加している		横ばい	減少している	説明			ひとり親家庭等は、離婚の増加や家族形態の多様化に伴い増加している。生計の基盤が弱い中で、自立して安定した生活を営むための支援の必要性は高まっている。
			効率性 (事務事業の進捗)		十分である	●	不十分な事業が一部ある	不十分な事業が複数ある	説明			就業・自立を図るためには、その間の生活の安定が必要であることから、セーフティネットを確保しつつ、資格取得のための費用の助成や、雇用条件のよい就業に結びつくための相談支援などを効果的に組み合わせて実施していく必要がある。
			有効性 (政策目標への効果)	●	十分である		やや不十分である	不十分である	説明			ひとり親家庭等は、子育て、就業、経済面など、生活全般に問題を抱えており、関係機関との連携のもとで、総合的な自立支援策を推進していくことは、有効である。

3 今後の取組方針

①取組の 考え方	ひとり親家庭には、本市独自の経済的支援策として、児童福祉手当や遺児手当などの手当制度を実施してきたところである。さらには、就業と子育てをひとりで担うため、自立が困難な状況にあることから、「ひとり親家庭等(とう)自立促進計画」を策定し、母子家庭の母が、資格取得をする際の費用の助成や講習会の開催、ハローワークと連携した就業支援や保育園の優先入所、緊急時の家事、育児支援である母子家庭等日常生活支援事業など総合的な自立支援策を推進していく。	➡	②政策評価 会議意見	ひとり親家庭においては、子育てと就労を一人で担うため、経済的にも生活面においても厳しい状況にあるため、本市独自の手当制度などの経済的支援や技能習得のための経費の助成などの就業支援、一時的に家事・育児などのサービスを行う日常生活支援事業などの総合的な支援を実施してきた。経済状況が悪化する中で、生活上の様々な問題を抱えており、地域や社会で安心して自立した生活が営めるよう、今後は、関係機関との連携のもと、個別の状況に応じたきめ細かな自立支援を推進すること。
-------------	--	---	---------------	---

4 施策を構成する事務事業一覧

No.	事業名	対象者	開始年度	活動指標等	H19	H20	H19	H20	優先度	事業の方向性	施策目標を達成するための取組方針
					目標値	目標値	事業費(千円)	事業費(千円)			
1	母子家庭自立支援給付費補助金 担当課 子ども家庭課	母子家庭の母であって、児童扶養手当の支給の所得水準であり、事前相談により支給が必要と認められたもの。	H16	①自立支援教育訓練給付金支給件数	43	43	7,810	13,765	A	継続	母子家庭の母の大半が、就業経験が不足し、就労と子育てをひとりで担うため、非正規雇用など不安定な雇用形態にあることから、職業能力を高め、就業・自立を図る有効な支援策として推進していく。
				②高等技能訓練促進費支給件数	25	23					
2	母子父子家庭福祉対策事業(支給事務費扶助費) 担当課 子ども家庭課	母子父子家庭及び寡婦	S50	母子家庭等就業・自立支援センター事業相談件数	280	280	6,783	7,494	A	継続	母子家庭が増加しており、就労と子育てをひとりで担うため、その両立が困難な面があり、安心して就業・自立に取り組め、雇用の安定が図られる有効な支援策として推進していく。
					245	180					
3	ひとり親家庭医療費助成 担当課 子ども家庭課	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある児童を養育している配偶者のない者および当該児童	S51	助成件数(件)	40,964	57,472	132,660	114,243	A	継続	経済的に厳しいひとり親家庭の健康と福祉の増進のため、今後とも継続して実施していく。
					49,367	46,858					
4	母子福祉資金貸付事業費 担当課 子ども家庭課	母子家庭の母及びその児童	H8	貸付件数(件)	260	225	146,964	149,684	B	継続	生活が不安定な母子家庭や自立に向けた活動を行う母子家庭への利用を促進する。
					260	225					
5	寡婦福祉資金貸付事業費 担当課 子ども家庭課	寡婦及びその子	H8	貸付件数(件)	6	5	5,592	5,628	B	継続	生活が不安定な寡婦や自立に向けた活動を行う寡婦への利用を促進する。
					6	5					
6	遺児手当(支給事務費 扶助費) 担当課 子ども家庭課	父母の一方又は両親が死亡した義務教育終了前の児童を養育している者	S44	受給対象児童数(人)	214	259	10,792	10,629	B	継続	経済的に厳しいひとり親家庭の児童の健全育成、福祉の向上のため、今後とも継続して実施していく。
					264	239					
7	児童福祉手当(支給事務費 扶助費) 担当課 子ども家庭課	死亡以外の事由により、両親の養育を受けられない義務教育終了前の児童を養育している方	S46	受給対象児童数(人)	3,548	3,709	136,696	136,688	B	継続	経済的に厳しいひとり親家庭の児童の健全育成、福祉の向上のため、今後とも継続して実施していく。
					3,710	3,751					
8	母子寡婦福祉資金貸付事務費 担当課 子ども家庭課	母子寡婦福祉資金に係る事務費	H8	事務費(千円)	1,051	1,051	852	616	B	継続	電算管理システムの導入による事務の効率化とサービスの向上を図る。
					1,051	856					
9	母子家庭等援護費支給(支給事務費扶助費) 担当課 子ども家庭課	両親の養育を受けられない義務教育終了前の児童を養育している方	S50	受給世帯数(世帯)	2,546	2,743	42,375	42,663	B	継続	ひとり親家庭に対する有効な支援策として、セーフティネットを確保しつつ、就労・自立支援に重点化を図るなど支援のあり方について検討する必要がある。
					2,724	2,724					
10	母子家庭等への入学祝金の支給(支給事務費 扶助費) 担当課 子ども家庭課	両親の養育を受けられない小学校又は中学校への入学児童を養育している方	S50	受給対象児童数(人)	559	609	10,797	10,818	B	継続	ひとり親家庭に対する有効な支援策として、セーフティネットを確保しつつ、就労・自立支援に重点化を図るなど支援のあり方について検討する必要がある。
					633	558					
11	(財)母子寡婦福祉連合会補助金 担当課 子ども家庭課	母子家庭及び寡婦	S43	母子家庭の母等の雇用人数	15	15	4,026	4,026	B	継続	(財)宇都宮市母子寡婦福祉連合会は、本市における唯一の母子寡婦の相互扶助と自助活動を行う団体であり、地域のコミュニティ機能が低下している中で、主体的な自立への取り組みを引き続き支援していく。
					11	11					

様式 2

12	母子相談員及び母子父子協力員		母子家庭の母及び父子家庭の父	H8	償還指導件数(件)	80	80	16,712	16,712	B	継続	ひとり親家庭に対する地域での相談支援活動の展開や母子寡婦福祉資金貸付の償還指導の手法について検討する必要がある。
	担当課	子ども家庭課				80	80					
13	身元保証人確保対策事業		母子生活支援施設に入所中または退所した子どもや女性	H19	契約件数(件)	1	1	0	0	B	継続	身元保証人の確保による母親や子どもの社会的自立を促進する。
	担当課	子ども家庭課				0	0					
14	常用雇用転換奨励金事業		母子家庭の母を一定の条件で常用雇用した事業主	H19	雇用企業(件)	5	1	0	0	C	廃止	平成19年度限りで廃止。(経過措置として、平成19年度中に職業訓練を開始した場合は対象とする。)平成20年度より労働局が実施する中小企業事業主が有期契約労働者の正社員への転換制度「中小企業雇用安定化奨励金」へ移行
	担当課	子ども家庭課				0	0					
施策事業費合計								522,059	512,966			